

被害回復裁判手続の概要



■入学検定料等が簡単な手続で戻ってくる

通常の裁判は勝つか負けるか分からないところから始めなければならず、少額の被害の消費者にとってはハードルが高い手続となっています。これに対して、消費者裁判手続特例法による被害回復裁判手続は、まず国の認定を受けた消費者団体（特定適格消費者団体）が裁判をおこし、裁判で事業者を支払義務があることが認められた後に、被害を受けた消費者に参加してもらいます。

参加者は、必要な書類を特定適格消費者団体に提出するだけで、裁判に出席する必要はありません。

このように被害回復裁判手続は、通常の裁判よりも少ない負担で支払が受けられる手続となっています。

■国が認定した特定適格消費者団体による手続

被害回復裁判手続ができるのは、国が認定した特定適格消費者団体のみです。認定の要件は不特定多数の消費者の利益擁護のための活動を主たる目的として、相当期間にわたり継続して適正に行っている NPO 法人等であること等であり、国が審査して認定しています。現在、全国で4団体が認定され、消費者庁の監督の下、活動しています。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_qualified_consumer_organization/list_of_specified/

■手続きは2段階。消費者は2段階目から参加！

上記のイラストのとおり、被害回復裁判手続は2段階の手続があります。

まずは1段階目の共通義務確認訴訟で事業者を支払義務があるかどうか判断されます。これは特定適格消費者団体が行います。そして、特定適格消費者団体が勝訴して事業者を支払義務があると認められた場合、2段階目に被害に遭った消費者に参加してもらいます。具体的には、必要な書類を添えて届出をしてもらい、被害にあったと判断されれば支払を受けられます。

■なぜ連絡が来るの？

被害回復裁判手続では、特定適格消費者団体が1段階目の裁判で勝訴した場合、事業者から対象となる消費者の情報の開示を受けることができます。

今回は、順天堂大学から受験生のうち対象となる方々について情報の開示を受けてご連絡しています。また、消費者機構日本に直接ご連絡いただいた受験生の方々にもご連絡しています。

この他、消費者機構日本のウェブサイト <http://www.coj.gr.jp/> でも、手続に参加する方法をご案内し、必要な書類をダウンロードできるようにしています。

■書類提出期限は **2022年3月28日必着！**

今回の被害回復の債権届出は、1段階目の裁判を行った消費者機構日本が、皆様の授権を受けて、届出期限である2022年4月28日までにを行います。そのため皆様には2022年3月28日までに書類を提出していただく必要があります。

※必要な提出書類は閲覧書面1「手続参加（消費者機構日本への授権）の方法」をご覧ください。

■以下の注意事項をよくお読みください

1. 2段階目の手続きも裁判手続きです。順天堂大学から回収できる金員は2段階目の手続きの結果によりますので、必ず支払が受けられるわけではありません。
2. 2段階目の手続きに参加した場合は、①入学検定料（一般A方式・一般B方式・センター独自併用が各6万円、センター利用が4万円）、②送金手数料、出願書類郵送料については他の手続きで請求することができなくなります。参加しない場合は、他の手続きで順天堂大学に請求することは妨げられません。
3. 2段階目の手続きに参加し、債権届出をした後に当機構への授権を撤回した場合は、届出債権の取下げがあったものとみなされますので、順天堂大学から入学検定料等の返還を受けられる対象者ではなくなります。また、その場合でも、「手続参加の費用」はお支払いいただくこととなります。（授権契約書第7条2（1））
4. 2段階目の手続きで順天堂大学が各消費者に支払うべき金額が決定されますが、これに不服がある場合は異議を申し立てることができます。この場合は届出をした消費者又は授権を受けた特定適格消費者団体（消費者機構日本）を原告とする裁判手続き（異議後の訴訟）で金額が決定されます。
5. 2段階目の手続きに参加するか否かはご自身の任意のご判断です。参加しないことを選択される場合、当機構への連絡や書類の送付等の必要はありません。

■ご不明な点は、消費者機構日本（COJ）まで！

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6階

TEL：03-5212-3066（平日：10時30分～16時30分）

FAX：03-5216-6077

e-mail：juntenjoin@coj.gr.jp